

国勢調査人口と衆議院議員定数の推移 (一部抜粋)

国勢調査年	国勢調査人口 (単位:人)	国勢調査時点 の衆議院議員 定数 (単位:人)	国勢調査時点 の議員1人当 たり人口 (単位:人)	備考
明治22年 (1889)	39,473,000	300	131,577	衆議院議員選挙法制定、25歳以上男子制限選挙
大正14年 (1925)	59,736,822	466	128,191	男子普通選挙
昭和22年 (1947)	78,101,473	466	167,600	20歳以上完全普通選挙
平成2年 (1990)	123,611,167	512	241,428	定数は正1増(8増7減)
平成22年 (2010)	128,057,352	480	266,786	平成24年緊急正法による0増5減 小選挙区295、比例代表180
		475	269,594	

今夏に行われる予定の第24回参議院議員通常選挙、これと同日選衆議院議長の下に有識者からなる諮問機関として「衆議院選挙制度改革を巡る協議会」が設けられる。

アダムズ方式導入に向け

一票の格差を是正

平成26年6月19日、衆議院議員の1票の格差は正や定数削減などの課題に対応するために設けられた機関で、平成26年9月11日の初会合から調査・検討が進められてきた結果、平成27年12月26日に衆議院小選挙区の都道府県別定数の配分方式にアダムズ方式を採用すること、また、小選挙区6・比例代表4の合計10の定数を削減することなどを内容とした「答申案」をとりまとめ、平成28年1月14日に決定し、議長へ提出した。

アダムズ方式とは、現行の制度より人口比を反映した形で都道府県への議席を配分する仕組みとされている。各都道府県の人口を特定の数で割った数の小数点以下を切り上げる。この切り上げた数が各都道府県の議席数となる。議席の合計が小選挙区定数と同じに



なるように設定することとなる。自民党内において、2020年国勢調査を基にアダムズ方式を導入することを決めたと報告された。これを受け自民党内にも議論が起きている。2015年の国勢調査を基に計算する格差を是正するという独自の案を提案している。自民党案の「0増6減」とは、現在の各都道府県の定数から1を引いた数で各都道府県の人口を割り、値の定数削減対象とならない。しかしこの方式だと、対象とする県の数よりも議員1人あたりの人口が少なくない県の定数が減る。野党は、2010年国勢調査を基にすべきとしているが、与野党合意が可能なものなら2015年国勢調査を認めるとしている。現在国会内では与野党の合意に向け、意見調整が開始されている。

主な内容

- 記事・両議院運営委員長に陳情 2面
- 地方短信・税理士による国会議員等後援会を設立 3面
- 特集・国会議員等による税務相談会開催 4~5面
- 視察 4~5面
- 資料・選挙関連法Q&A(下) 6~7面

高市総務大臣を表敬訪問

日税政は3月7日、日税連の神津会長と共に千代田区の総務省において高市早苗総務大臣を表敬訪問した。写真(高市大臣を囲んで)。

当日は日税政から小島忠男会長が、日税連から神津信一会長、浅田恒博副会長、和田榮一専務理事が、近畿税政連から久保直己会長、田達満幹事長が、税理士による高市早苗後援会から武野勝文会長が同行し、税制改正建議や改正行政不服審査法を始めとした日税政の活動についての理解を求めた。なお当日は、高市大臣の誕生日であり神津日税連会長からバースデーケーキが贈られた。

針葉樹

大きなランドセルを背に、小学校に向かうピカピカの一年生の姿を目にする季節になった。元気に登校していく小さな子供達を見ていると、思わず心が和む。そんなピカピカの一年生達を迎える先生方の仕事は、新入生の顔と名前を覚えることから始まるようだ。ここで話題になるのが最近流行のキラキラネーム。なんと読むの？男の子？女の子？親からみれば、じっくりと考えた末に多くの思いを込めてつけた名前であろう。ことはわかるのだが、見てもすぐには読めない名前が少なくないらしい。以前、医療現場では意識障害のある患者に対しては、呼びかけが大切な役割を果たすという話を聞いたことがある。あつてほしくないけれど、もしもの時に名前が読めない、というのではどうだろうか。はつきりとした自分の名前を呼びかけてもらいたいと思うのは、私だけであろうか。一生懸命覚えていくことになる名前なのに、どうにも気になる。昨今の風潮である。我が家にも、昨年初孫が誕生した。息子夫婦から名前を披露された時、孫に呼びかけながら、思わずはっとしたことを思い出した。

バッジをつけた者どうしの仲間意識が支え合う力となります。

63年前の西日本の大水害が設立のきっかけでした。
「助け合いの精神」を大切に運営して参りました。
お勧めする保険・年金制度は、災害見舞金制度を支えるため。
見舞金は加入者様にご負担いただく制度運営費で賄っております。
日本税理士共済会は、バッジを胸にする者どうしの仲間意識で支えられています。
「助け合い」を支えるお心に感謝しております。



申込受付中

締め切り日: 5月10日

団体保障
医療保障
所得補償

税理士の役割をPR

税務相談会場を 国会議員らが視察



平将明議員



菅原一秀議員



石原伸晃議員



初鹿明博議員



菅直人議員



中川雅治議員



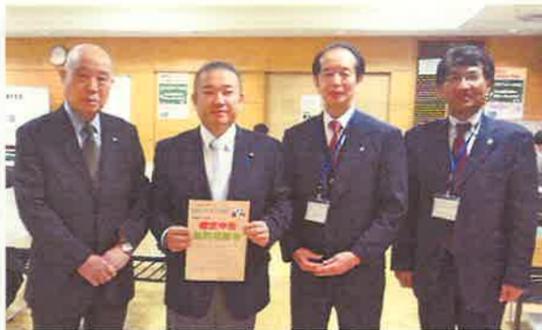
平沢勝栄議員



後藤祐一議員



筈浩史議員



本村賢太郎議員



牧島かれん議員



渡辺博道議員



小林鷹之議員

平成27年分の所得税の確定申告期間中、各税政連と税理士による後援会は、毎年、関係国会議員等を税務相談会場に案内し、税務支援の実情を説明している。

今年も期間中多数の議員が相談会場を視察。税理士会の行う社会貢献に対し理解を深めた。各税政連から寄せられた活動模様を掲載する。(敬称略、日付・政党は実施日、選挙区順)

- 東京税理士政治連盟**
- 山田美樹(自民・東京1区) 2月19日、新宿区若松地域センター1/2月24日、千代田区主婦会館プラザエフ
 - 辻清人(自民・東京2区) 2月5日、文京区大原地域活動センター
 - 1、台東区生涯学習センター1/2月8日、中央区立日本橋公会堂
 - 中央区月島特別出張所
 - 石原宏高(自民・東京3区) 2月8日、きゅ
 - りあん、品川区立荏原区役所本庁舎、石神井文化センター
 - 平将明(自民・東京4区) 2月2日、大田区小池百合子(自民・東京10区) 3月7日、豊島区役所
 - 下村博文(自民・東京11区) 2月10日、板橋区・高島平区民館
 - 太田昭宏(公明・東京12区) 2月17日、北区市役所、福生市役所、中川雅治(自民・東京選挙区) 2月1日、東
 - 初鹿明博(維新・比例海田万里(民主・非現職) 2月12日、新宿市・多摩区役所
 - 後藤祐一(民主・神奈川選挙区) 2月4日、川崎金子洋一(民主・神奈川選挙区) 2月4日、
- 東京地方税理士政治連盟**
- 浅尾慶一郎(無所属・神奈川県) 2月2日、鎌倉市・鎌倉生涯学習センター
 - 上田勇(公明・神奈川県) 1月27日、横浜島村大(自民・神奈川県) 2月2日、横浜2区) 2月12日、八千代台東南公共センター
 - 千葉県税理士政治連盟
 - 田嶋要(民主・千葉1区) 2月18日、千葉銀行文化プラザ

【Q20 選挙運動として、応援弁士の活動はできますか。】
 【回答】(公選法16条) 応援弁士の活動(演説)は言論による選挙運動に属します。言論による選挙運動は「禁止されているもの」に「方法につき制限されるもの」、「自由に行えるもの」の三種類があり、下記の表のとおりです。
 (一) 禁止されているもの

【Q21 万一、税理士による後援会の役員等が、公職選挙法違反に問われるような選挙運動を行った場合、候補者にはどのような影響がありますか。】
 【回答】(公選法21条) 公選法上、税理士が「出納責任者」として規定されています。但し、出納責任者は連座制の対象となりますので、十分注意する必要があります。なお、公選法により出納責任者が報酬を受け取ることには罰則が設けられていません。報酬を受け取ることは違法ではありません。報酬は受け取らないで下さい。

【Q22 税理士が、選挙運動に関する出納責任者になることはできますか。また、その際、謝礼を受け取ることは可能ですか。】
 【回答】(公選法21条) 公選法上、税理士が「出納責任者」として規定されています。但し、出納責任者は連座制の対象となりますので、十分注意する必要があります。なお、公選法により出納責任者が報酬を受け取ることには罰則が設けられていません。報酬を受け取ることは違法ではありません。報酬は受け取らないで下さい。

【Q23 税政連がインターネット等を利用して選挙運動を行うことはできますか。】
 【回答】(公選法14条) 平成25年に「公職選挙法の一部を改正する法律」が国会を通過し、インターネット選挙運動が解禁されました。この改正により、インターネット等を利用して選挙運動を行う者は、「候補者及び政党等」と「候補者及び政党等以外の者(有権者)」に大別されます。有権者は、インターネット等を利用して選挙運動を行う方法にはどのようなものがありますか。
 【回答】(公選法14条) 以下「税政連等」といいます。有権者に該当しますので、税政連等は、ウェブサイト等を利用して選挙運動を行うことができます。

【Q24 選挙期間中、税政連のホームページ上に推薦候補者の氏名を載せることはできますか。】
 【回答】(公選法14条) 上記Q24により、税政連は、「候補者及び政党等以外の者(有権者)」に分類されますので、ウェブサイト等を利用して選挙運動を行うことができません。従って、税政連は、選挙期間中にホームページ上に推薦候補者の氏名を掲載することはできません。ホームページ上でこの候補者に対する投票依頼をすることもできません。

【Q25 税政連がインターネット等を利用して選挙運動をする場合、電子メールを利用する方法以外の方法、つまり、ウェブサイト等を利用して選挙運動する方法による選挙運動ができるという点ですが、ウェブサイト等を利用する方法にはどのようなものがありますか。】
 【回答】(公選法14条) ウェブサイト等を利用する方法は、次に定めるものがあります。なお、現在供用されている方法はもちろん、今後現れる新しい方法も利用できることとなります。
 ① ウェブサイト(いわゆるホームページ)
 ② ブログ・掲示板
 ③ ツイッター、LINE、フェイスブックなどのSNS
 但し、一般の電子メール(Eメール等)を利用してフェイスブックアドレスにメッセージを送信する等の場合には、その一部にSMTP方式を使用することとなるため、このような状態によるメッセージの送信は電子メールの送信にあたることとなります。

【Q26 後援会の会員や税政連の執行部が、候補者から選挙運動用メールを受け取りました。そのメールの内容を友人に転送したいのですが、選挙違反にならないでしょうか。】
 【回答】(公選法14条) 後援会の会員や税政連の執行部は有権者に分類されますので、候補者や政党等から受け取った選挙運動用メールを、家族や友人などへ電子メール転送することは禁じられています。但し、フェイスブック、ツイッター及びLINEは、ウェブサイト等を利用して選挙運動に該当しますので、受信したメッセージをこれらの方法で知らせることはできます。なお、メールの転送ではなく、選挙運動用のホームページなどにリンクするURLやQRコードなどを不特定多数に送信した場合、有権者がメールを送信したとみなされる可能性がありますので、しないで下さい。

【Q27 ウェブサイト等を利用して選挙運動をする方法により選挙運動をする場合において、注意事項はありますか。】
 【回答】(公選法14条) 表示義務及び更新・削除について注意することをお勧めします。
 1. 表示義務について 公職選挙法の規定では、「ウェブサイト等を利用して選挙運動を行う者は、選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスやツイッターのユーザー名、返信用フォームのURLなどその者に連絡をする際に必要となる情報が、その文書図画の受信者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならぬ」と表示義務が規定されています。表示方法については次のとおりです。
 種類表示方法 ウェブサイト(ホームページ) 全体が一つの文書図画と評価されるため、トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示するのが原則です。但し、そのウェブサイト中の「トップページに戻る」等のリンクを介して、又は「戻る」機能を利用してトップページを表示させることができないページがある場合には、表示義務を課した趣旨から、その中に電子メールアドレス等を表示する必要があると見なされます。
 掲示版 一つの書き込みが「文書図画の頒布」と評価されるので、書き込みの中に、電子メールアドレス等を表示する必要はありません。但し、掲示板上にIDやハンドルネームを記載し、その記載に張られたリンク先のページに電子メールアドレス等が記載されている場合には、表示義務を果たしていることとなります。ツイッター、フェイスブックの場合 投稿すると自動的に投稿者のユーザー名が表示され、かつ、ユーザー名によりその者に連絡が可能であるので、投稿の中に電子メールアドレス等を記載しなくても、表示義務を果たしていることとなります。
 2. 更新及び削除について 投票日前日まではウェブサイト等を更新することはできません。なお、投票日には、ウェブサイト等を更新することはできませんが、削除する必要はありません。

「会計参与賠償責任保険」

日本税理士会連合会では、会計参与賠償責任保険への加入をお勧めしています。

保険加入を希望される方は、取扱代理店(株)日税連保険サービスまで加入申込書類をご請求ください。パンフレット・約款は、(株)日税連保険サービスのホームページから閲覧できます。

資料請求先

(取扱代理店) 株式会社 日税連保険サービス 電話 0120-320-912 (通話料無料) <http://www.zeirishi-hoken.co.jp/>



老後の備えに 全税共年金

税理士と事務所職員、関与先等関係者のための
拠出型企業年金保険



※全税共年金は、自助努力による財産形成や老後保障資金の準備を目的とした団体年金保険商品です。ご加入いただくためには所定の加入資格が必要です。詳細はパンフレットでご確認下さい。

※パンフレットの請求・お問い合わせは下記の取扱保険会社又は全国税理士共栄会までご連絡ください。

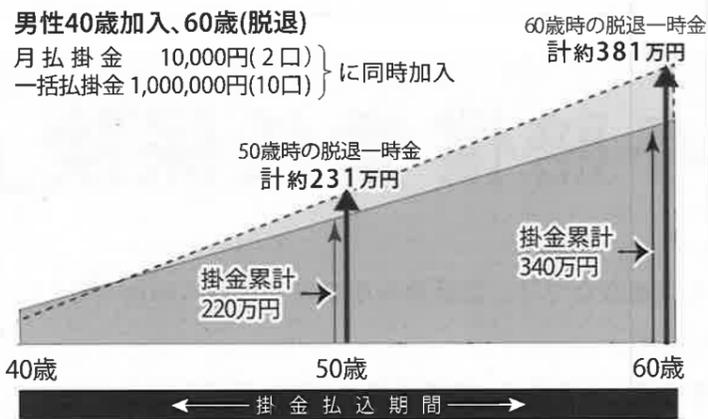
公的年金だけでは不安だったので…
加入して良かった、全税共年金

- ＜全税共年金取扱保険会社＞
- 第一生命 ●明治安田生命 ●日本生命
 - 住友生命 ●富国生命

＜全税共年金の特長＞

1. 生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます

新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円以上400口まで ただし、1回の加入につき200口まで(任意) 一括払のみの加入はできません
増 口	月 払	1口5千円以上 毎月
	一括払	1口10万円以上 一括払のみの増口も可能 年2回(1・7月)及び年金請求時
減 口	月 払	2口以上を残し、1口単位で減口可能 年2回(1・7月)



早
め
の
備
え
で
早
め
の
安
心

＜月払+一括払 給付額試算表例＞

※月払掛金10,000円(2口)と一括払掛金1,000,000円(10口)の同時加入、60歳脱退の場合

払込 年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金)	基本年金月額			
			10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金	
					男性	女性
1	1,120,000円	約1,107,600円	-	-	-	-
3	1,360,000円	約1,365,400円	約11,970円	約8,220円	約5,710円	約4,950円
5	1,600,000円	約1,629,400円	約14,280円	約9,810円	約6,810円	約5,910円
10	2,200,000円	約2,317,100円	約20,310円	約13,950円	約9,690円	約8,410円
15	2,800,000円	約3,046,100円	約26,710円	約18,350円	約12,740円	約11,060円
20	3,400,000円	約3,818,100円	約33,470円	約23,000円	約15,970円	約13,850円
25	4,000,000円	約4,635,700円	約40,640円	約27,930円	約19,390円	約16,830円
30	4,600,000円	約5,501,300円	約48,230円	約33,140円	約23,020円	約19,980円

※表記の金額は平成27年3月1日現在の予定利率及び諸条件に基づき計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、実際のお支払額をお約束するものではありません。

2. 年金の受取方法は3種類

給付金請求時に次の3通りから選択できます。

- 1) 10年確定年金
- 2) 15年確定年金
- 3) 10年保証期間付終身年金

※年金に変えて一時金でも受取ることができます。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>